

本市手引き改訂案の改訂内容・検討事項

II 対応レベル

資料 3-1	改訂内容・検討事項	検討結果・御意見
※ 1 (P1)	手引きの名前を「基本方針」とする。	異議なし
※ 2 (P2~3)	<p>対応方法ではなく、対応レベルとして記載。 「学校給食における食物アレルギー対応指針（文部科学省）」P36（以下「対応指針」）の内容に、本市の対応や具体例を加えている。</p> <p>（レベル1）教室で除いて食べるのは単品で提供されるものと明記。具体例を追記。</p> <p>（レベル3）除去食対応には調理場の整備が必要なこと、具体例、給食停止の区分を追記。</p> <p>（レベル4）本市は代替食を提供していないことを追記</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には、この方向で進める。 ・ 無配膳対応及び教室での担任による除去について言及するか。 ・ 会議記録参照
※ 3 (P2)	対応指針の内容をもとに、「完全弁当対応」の考慮対象を記載する。	異議なし
※ 4 (P3)	対応指針にある「エピペン所持であるとか、アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往があるだけで弁当対応にする必要はない」という一文を本市手引きでも明記してよいか。	異議なし
※ 5 (P4)	対応レベル 1（詳細な献立表対応）のところで記載	異議なし
※ 6 (P4)	誤食の原因となる可能性があるため、この対応（除去食を他の児童と同じ食器に盛り付ける）は削除した方がよいのではないか。	異議なし
※ 7 (P4)	（保護者に給食時間に合わせて代替食を持参してもらうという対応は）現実的に難しいと思われるので、削除した方がよいのではないか。	持参した代替食は、学校において適切な温度管理で保管するという内容は必要。
※ 8 (P4)	対応レベル 3（除去食対応）のところに、牛乳、主食、副食という区分で停止できることを記載。	異議なし

Ⅲ 食物アレルギー対応の実施基準及び除去食（レベル3）の提供可能な原因食物

資料 3-1 P 5	改訂内容・検討事項	検討結果・御意見
※9	元の実施基準①～④のうち②③を削除し、(1)(2)を追加。	(3) 家庭においても除去食を実施している →量を決めて摂取している方、家では食べているが解除できない方もいるので、「家庭においても除去あるいはそれに準じた対応を実施している」に変更してほしい。
※10	<u>元の実施基準②について</u> 対応指針 P21 の「アナフィラキシーの既往があるだけで弁当対応にする必要はない」に基づき、削除するのでかまわないか（削除した上で、対応レベル2に明記する）。	異議なし
※11	<u>元の実施基準②について</u> 「コンタミでの発症の危険がない」という基準については、対応レベル2の「完全弁当対応の考慮対象の(1)」で記載する。	・コンタミは製造過程での微量混入を指していると思われる。アレルギー専用の調理室でないため、除去食に飛沫が混入する恐れがあるが、その取扱いは？ ・会議記録参照
※12	<u>元の実施基準③について</u> 疑いの段階で除去したり、弁当持参にしたりすることがあるが、原因物質が特定されていなければならないか。	異議なし
※13	施設長の判断として、ア～カ以外の原因食物の除去食対応をしている学校もある。この内容（卒業するまでの間、その対応を継続することができる）は削除した方がいいか。残しておいた方がいいか。	安全な対応ができることが前提。その中で、施設長の判断で対象品目を増やしたり減らしたりするのはかまわないと思われる。
※14	（順次、アレルギーに係る体制を整え、ア～カの除去食対象品目に基づく運用を図ることという内容は、）施設・設備面、人員の配置等の問題であり、学校の努力では難しいと思われるので削除した方がいいのではないか。	異議なし